

種苗法の改正に関する意見書

先の通常国会に種苗法「改正」案が提案されましたが、札幌市議会や苫小牧市議会などから慎重審議を求める意見書が決議されるなど食の安心安全への懸念が広がり継続審議となりました。

政府は提案理由として、一つは、農家の自家増殖を規制することで、イチゴやシャインマスカットなどの優良品種の海外流出を防げること。二つは、自家増殖は種苗会社が新品種を育成する意欲を失うので、許諾制（許可制）にするということです。

しかし、2017年11月、農水省が「海外流出を防ぐには海外で品種登録を行うことが唯一の対策」と答えているように、自家増殖の規制では海外流出防止になりません。いまでも多くの農家は種苗費に多額な支出をしており、種苗会社は利益を求めて新品種開発にしのぎを削っています。

現行の種苗法は、種苗を開発した育成者の権利（育成者権）と農家の権利（自家増殖）のバランスを考慮してつくられた法律であり、「改正」する理由がありません。育成者権と農家の自家増殖は車の両輪であり、どちらかに偏れば農業という車は回らなくなります。

遺伝子組み換えやゲノム編集の技術で品種改良を行えば新たな育成者権が生まれ、農家は高額な種子代金を毎年支払い続けることになり、新たな負担となります。

農家が自家増殖して育成してきた多種多様な品種と栽培技術が失われることは、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化や食の安心安全を願う多くの消費者の願いにも反することになります。

よって、国会及び政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより農業者並びに消費者の声を広く聞くとともに、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう、慎重な取り扱いをされますよう要望致します。

記

- 1 今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
- 2 主要作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今まで通り国会などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正案に盛り込むこと。

- 3 外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月28日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣 } 宛